

Q8. 各種変更届に関すること

Q1. 転居をしたのでどうすればよいですか？

- A1. 「住所等変更届」及び「住民票の写し（前住所と現住所が掲載されたもの、発行日より3ヶ月以内のもの、世帯全員と記載のあるもの）」を特例貸付事務センターまで送付してください。（住所等変更届の届出方法については[東社協 HP に掲載](#)し、あわせて[届出様式もダウンロード](#)できます。）

※お手元の封筒を利用される方は、
特例貸付事務センター専用の郵便番号「119-0213」と「特例貸付事務センター行」を記入し（住所の記入は不要）、「住所等変更届」及び「住民票の写し」を送付してください。

Q2. 改姓したらどのような手続きが必要ですか？

- A2. 「住所等変更届」及び「住民票の写し（新しい姓が掲載されたもの、発行日より3ヶ月以内のもの、世帯全員と記載のあるもの）」を特例貸付事務センターまで送付してください。（住所等変更届の届出方法については[東社協 HP に掲載](#)し、あわせて[届出様式もダウンロード](#)できます。）

※お手元の封筒を利用される方は、
特例貸付事務センター専用の郵便番号「119-0213」と「特例貸付事務センター行」を記入し（住所の記入は不要）、「住所等変更届」及び「住民票の写し」を送付してください。